



## ウィスコンシン州公益事業委員会

委員長 フィル・モンゴメリー  
委員 エリック・カリスト  
委員 エレン・ノヴァク

610 North Whitney Way  
P.O. Box 7854  
Madison, WI 53707-7854

2013年2月1日

〒113-0033

東京都文京区本郷7丁目3-1  
東京大学大学院医学系研究科  
公共健康医学専攻行動社会医学講座  
保健社会行動学分野  
橋本英樹教授

ウィスコンシン州の公益事業供給停止法に関する2012年12月27日付のお問い合わせについて

拝啓

ウィスコンシン州の公益事業供給停止法について、2012年12月27日付の貴信にてお問い合わせをいただき、ありがとうございます。お返事が遅れましたことをお詫びいたします。

ウィスコンシン州では、所有または運営の主体が民間企業か市町村かを問わず、すべての公益企業は公益事業委員会（以下、委員会）が定める規定を順守し、従うことを義務づけられています。ウィスコンシン州行政規則PSC 113.0301、PSC 134.062、PSC 185.37の各節が、それぞれ電力、ガス、水道の供給停止について規定しています<sup>1</sup>。この手紙では、冬期の供給停止規則を制定したきっかけと、その後の経緯について、歴史的な背景を説明します。また、電力およびガスに関するウィスコンシン州の規定の概要に触れ、現在も残る課題のいくつかを手短に取り上げます。委員会では、冬期の供給停止期間のことを「冬期猶予期間」（Winter Moratorium）と呼んでいます。水道供給に関する規定について、さらに詳しい情報が欲しい場合はご連絡ください。

### 歴史的背景

1974年2月、ウィスコンシン州ペシュチゴに住む72才のハロルド・ラトケが、自宅へのガスの供給を公益企業により止められた後、寒さのために死亡した。ラトケ氏の死は広く世間に反響を呼び、その結果、委員会は、寒冷期に公益企業が供給を停止することを制限する緊急事態規則を発令した。

1974年から1978年にかけて、委員会は緊急事態規則を連続して発令し、公益企業に対して、供給停止により人命が脅かされたり、人の健康に深刻な脅威となったりする場合には、住宅向けの供給を停止することを禁止した。1979年4月、委員会は公益事業の供給停止規則の改正を正式に発令し、委員会が冬期緊急事態の発生を宣言した場合は、料金未払いを理由とする供給停止を制限することになった<sup>2</sup>。

1986年11月3日、ウィスコンシン州ベアクリークにある敷地への天然ガスの供給が停止された。1986年11月5日朝、利用者2名が死亡しているのが発見された。トレーラーハウスを暖めるために室内に石炭グリルを持ち込み、そこで炭を燃やしたため、一酸化炭素中毒を起こした結果だった。この事故を調査した委員会は、当該のガス会社はいくつもの点で寒冷期の供給停止規則に違反しており、こうした規則の予防的な趣旨を変更して、「利用者」と「契約者」の双方が寒冷期の供給停止規則が定める保護条項の恩恵を受けるという点を、暗黙にではなく明確に強調すべきであるという結論を下した。

<sup>1</sup> この規則は、委員会のウェブサイト <http://psc.wi.gov/theLibrary/Icaal/adinCode.htm> で閲覧できる。

<sup>2</sup> この規則は、<http://docs.legis.wi.gov/code/archive/1979/279b/insert/psc113.pdf> で閲覧できる。

1987年10月15日、ウィスコンシン州ミルウォーキーで、別の痛ましい事故が発生した。この日、小型ヒーターの上に放り投げられた毛布が原因で発生した住宅火災により、1才から17才までの子ども6名が死亡したのである。この火災の4カ月前、ウィスコンシン・ガス社は、ガス料金が支払われない場合に取り得る措置を利用者に警告する通知を2度にわたり送付した後、この家屋へのガスの供給を停止していた。9月15日には、戸外にあるガスメーターがいじられ、その住宅への供給が不法に再開されているのを同社が発見した。その2日後、同社は再び供給を止め、いたずら防止装置付きのメーターを設置したのである。

1987年10月8日及び12日には、この家の年長の息子がこのガス会社の顧客サービス室に電話をかけ、供給の再開と、口座の登録を母親名義ではなく自分の名義にすることを依頼した（このガス会社の契約者として登録されていたのは母親だった）。しかし、その息子は、身分証明となるものを提出できなかった上に、母親がもはやその住所に住んでいないことも証明できなかった。そのため、ガス会社の職員らは、この要請に沿った対応を進めることができなかったのである。

夜間冷え込むようになると、この家族は、小型の電気ヒーターなどの器具に頼って寒さをしのいだ<sup>3</sup>。子どものうち3名は2歳にもなっておらず、しかも、16才の少女は妊娠していたため、暖房のことが特に心配だったのである。

この事故を受けて、委員会は、公益事業供給停止規則をさらに改正した。その詳細について、以下に説明する。

### 公益事業供給停止規則の経緯

上述の通り、委員会は、1974年2月にラトケ氏が死亡したことを受けて、人命が脅かされる又は人の健康に深刻な脅威が及ぶ供給停止への対策として、緊急事態規則を初めて制定した。委員会は、1978年から1979年にかけての冬のあいだ、緊急事態規則を発令し、その後、1979年4月にこの規則を正式に改正して、恒久的に冬期猶予期間を設けることにした。

1984年12月、委員会はこの規則をさらに改正し、ウィスコンシン州北部に住む契約者については11月1日から4月15日までの期間、州南部に住む契約者については11月15日から4月15日までの期間、それぞれ住居向けの供給停止を制限した。

この1984年12月の改正の結果、委員会は公益企業に対して、以下の項目すべてを実施するように義務づけている。

- 毎年10月15日以前に、料金未払いにより供給を停止されている住宅に住む契約者と連絡を取り、供給を再開するために利用できる支払方法の選択肢を知らせること。
- 毎年10月25日の時点、又は委員会が指定する日の時点で供給を停止されたままの住宅に住む契約者について、氏名と住所を法執行官及び社会福祉機関に知らせること。
- 供給が停止された状態で居住している住居の戸数を記載した定期報告書を委員会に提出すること。
- 契約者が医療上の問題や障害を抱えているかを把握するために直接契約者と連絡を取り、そうした連絡の試みを記録に残すこと。
- 当該の公益企業が供給を停止した契約者について、地元の社会福祉部局に通知すること。また、供給を停止するすべての契約者に対して、あらかじめ、当該の社会福祉部局の営業時間外の緊急用電話番号を知らせておくこと。

さらに、委員会は公益企業に対して、供給を停止している間、及び週末や休日、又は公益企業の職員が供給再開について交渉するために24時間体制で契約者と連絡が取れる体制にない時に、供給停止が人の健康や人命を脅かすと思われる場合は、寒冷期に住居向けの供給を停止することを禁じている。公益企

---

<sup>3</sup> 電気料金は家主が支払っていたが、ガス料金は賃借人の責任だった。

業が住居向けの供給を停止する場合、供給停止日の翌営業日の終業時刻までに、当該の住居に直接訪問することが公益企業に対して義務づけられている<sup>4</sup>。

現行の委員会規定は、最近では2000年7月に改正されているが、その定めによると、ウィスコンシン州の公益企業は、冬期猶予期間中も供給停止を図ることができる。ただし、供給を停止できるのは、四半期総所得が連邦貧困所得指針の250%を上回る世帯だけであり、しかも、供給を停止しても利用者の健康と安全が脅かされないと思われる場合に限られる。冬期に暖房用公益事業の供給を停止する意向を持つすべての公益企業は、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.0304(12)(b)及びPSC 134.0624(12)(b)に従い、委員会に計画を提出しなければならない。現在までのところ、供給停止計画は一件も承認されていない。

ウィスコンシン州行政規則PSC 113.0303及びPSC 134.0623は、電力会社及びガス会社に対して、冬期の暖房シーズンに入る前に、料金未払いにより供給を停止されている契約者に対する供給を再開するため、相応の努力を図ることを義務づけている。こうした手続きは、ウィスコンシン州の冬のあいだ、契約者の健康と安全を守るための予防措置として設けられているものである。

さらに、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.0303(1)(a)及びPSC 134.0623(1)(a)は、契約者数が4万を超す電力会社及びガス会社に対して、それぞれ毎年6月1日までに、秋期に予定している供給再開の取り組みを概説した計画書を提出し、委員会の承認を得ることを義務づけている。この計画書には、供給が停止されたまま現在も供給を断たれている契約者全員と直接連絡を取るスケジュールを盛り込まなければならない。

これに加えて、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.0303(2)及びPSC 134.0623(2)は、すべての電力会社及びガス会社に対して、11月1日の時点で供給が停止されたままの、居住していると思われる住居の戸数及び供給を再開していない理由を記載した報告書を、毎年11月15日までに委員会に提出することを義務づけている。居住している可能性がありながら供給が行われていない住居を継続的に有する公益企業は、すべての住居について、供給が再開されるか、居住者がいないことが確認されるまでのあいだ、引き続き週次報告書を提出しなければならない。

委員会規則は、公益企業に対して、料金未払いにより公益事業の供給を停止され、11月1日の時点でも停止された状態にある契約者を監視することを義務づけている。その中には、料金未払いにより供給を停止されながら、居住しているように見える住居を現地訪問することも含まれる。しかし、公益企業又はその代表者が供給停止による人の健康及び人命に対する危険を認めない限り、ウィスコンシン州の公益企業には未払いの状態でも供給を再開する義務はない。危険を認める場合、公益企業は、ただちに供給を再開しなければならない。

住宅に住む契約者の世帯に医療上の緊急事態が生じている場合は、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.0301(13)及びPSC 134.063(11)に、そうした状況への対処法に関する公益企業向けのアドバイスが記載されている。委員会規則では、公益企業が供給を停止したり、供給再開を拒んだりすることで、当該世帯の利用者が見舞われている既存の医療上又は保護サービス上の緊急事態が悪化する場合は、その行為を最大21日間にわたって禁止している。しかし、ウィスコンシン州の免許を持つ医師又は公衆衛生、社会福祉、若しくは法執行当局から、医療上または保護サービス上の緊急事態を証明する文書を受け取らないうちは、公益企業には供給を延長する義務はない。公益企業は、利用できる支払方法の選択肢を契約者と協議し、可能な経済的援助について適切な紹介を行わなければならない。また、この規則には、この21日間の期間中、公益企業と契約者は、供給を恒久的に維持できるような妥当な支払方法を取り決めるために協力する必要があると述べられている。

### 残された課題

---

<sup>4</sup> 1984年の改正内容は、<http://docs.legis.wi.gov/code/archive/1984/348b/insert/psc113.pdf> で閲覧できる。

冬期猶予期間は、これがなければ一年中で最も寒い時期に供給停止を受けていたと思われるウィスコンシン州の住民に好影響を与えてきたとはいえ、住民すべてが供給を受けられるようにするものではない。委員会は、冬期猶予期間が「低所得世帯が冬期の生活に必要な暖房費を支払えないという社会問題を解決するものではない」ことを認識している。（「冬期緊急事態の宣言および命令」、記録簿1-AC-29/05-UI-17、1983年11月10日）。冬期猶予期間ではない時期に料金未払いにより供給を停止され、冬期猶予期間に入るまでに供給が再開されていない住民は、危険にさらされる恐れがある。

最近、まさにそのような状況を示す事例が発生した。つい先頃の11月に、ウィスコンシン州ラシーヌでろうそくが出火原因と見られる火災が起き、3名の子どもが命を落としたのである。スコット家では、11月1日（冬期猶予期間の初日）になる前から、約1カ月間にわたり、料金未払いが原因で公益事業の供給が止まっていた。まだ冬期猶予期間が実施されていない時期だったので、公益企業は、料金未払いを理由に供給を止めることができたのである。2012年11月7日（水曜日）、スコット氏の姉（または妹）が公益企業の事務所に出向いて料金を支払い、その週の後半にの供給が再開されることが告げられた。その夜、家族は、子どもたちの照明用に洗面所にろうそくを1本置き、火がついたままにしておいたようである。火災は11月8日（木曜日）の早朝に発生し、数分のうちに消防隊が到着したにもかかわらず、4名の子どものうち3名を救助できなかった。冬期猶予期間を定めている現行の規則では、スコット家を見舞ったような状況を防げなかったのである<sup>5</sup>。

住民が公益事業の供給を再開してもらえるように助けるため、及び料金を支払えるようにするために、エネルギー支援制度が設けられている。スコット家に対する供給責任があった公益企業は、担当者をスコット家に行かせて、エネルギー支援制度に関する情報を提供するとともに、安全対策に関する情報を渡していた。1987年10月15日にミルウォーキーで起きた住宅火災に賃借人が巻き込まれた家主も、防火について家族に注意を促すとともに、家族の一人に対して、オーブントースターを台所の暖房用に使わないように釘をさしていた。残念ながら、こうした方策だけでは不十分なことが多いのである。

冬期猶予期間規則の範囲を超える別の課題として、燃料油、プロパンガス、石炭及び薪など、規制対象外の小型暖房用燃料に依存する居住者の置かれた状況がある。委員会はこうした燃料を規制しておらず、そのため、こうした燃料を利用する居住者は、冬期猶予期間がもたらす保護を与えられていない。ウィスコンシン州の住民の約20%が、規制対象外の小型暖房用燃料を使っている。

最後に、ウィスコンシン州は、夏も同じように極端な気温に見舞われる。米国における気候変動及びそれが米国民へ与える影響を調査している、一流の科学者やジャーナリストによる独立組織であるクライメート・セントラルが行った研究によると、ウィスコンシン州は記録の更新が最も著しかった州であり、最高気温記録と最低気温記録の比率が40対1よりも大きかった。ウィスコンシン州当局が認めたところによると、2012年7月半ばまでに暑さで8名が死亡し、そのほか、暑さが間接的な原因となって11名が亡くなった<sup>6</sup>。冬期猶予期間に直接匹敵するものはないが、ウィスコンシン州法は、国立測候所が高温注意報を発令している間は住居向けの供給を停止することを禁じている。これについては、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.0301(16)及び185.37(8)(h)を参照のこと。また、高温注意報の発令中に連絡があった契約者から医療上の問題があることを知らされた場合、公益企業は、当該契約者向けの供給を再開しなければならない<sup>7</sup>。しかし、こうした状況のどちらであっても、ひとたび高温注意報が解除されれば、公益企業は供給を停止することができる。委員会は、公共政策上の観点から、猛暑の時期に供給停止を決定する際は、人の健康と安全に配慮しすぎるぐらい配慮するように公益企業に促している。

ウィスコンシン州の公益事業供給停止法に関心をお寄せいただいたことに、改めてお礼を申し上げます。

---

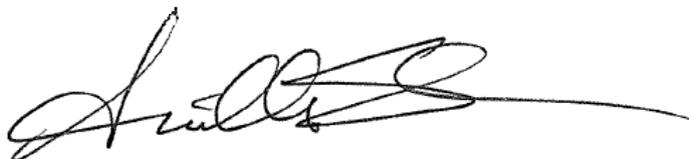
<sup>5</sup> これと同様に、1987年10月15日にミルウォーキーで発生し、子ども6名が犠牲になった住宅火災を防ぐ上でも、冬期猶予期間は役に立たなかったようである。

<sup>6</sup> 1995年、ウィスコンシン州は7月熱波に見舞われ、直接の影響で71名が死亡し、70名が間接的な原因で犠牲になった。「ウィスコンシン州、暑さで2週間に8名が死亡したことを認める」、シャーメイン・ミルズ、ウィスコンシン・パブリック・ラジオ・ニュース、2012年7月17日。

<sup>7</sup> 公益企業は、医師による病状の確認を求めることができる。

この情報がお役に立つことを願っています。追加情報が必要な場合、または追加のご質問があれば、直接私にお問い合わせください。電話番号は+001(608)266-7165、電子メールは arielle.silverkarsh@wisconsin.gov.です。

敬具



アシスタント・ゼネラル・カウンシル

【訳注：「法務部長補佐」に相当すると推測できます】

アリエル・シルバー・カーシュ

ASK:hms:DL: 00637596

【訳注：差出人側の管理用記号】

同封物:

1. 関連する管理規則
2. 「惨事を招いたラシーヌの住宅火災—出火原因はろうそく 警察発表」、ステファニー・ジョーンズ、『ラシーヌ・ジャーナル・タイムズ』、2012年11月13日。
3. 「子ども3名死亡、1名負傷のラシーヌの火災—原因はろうそく」、ジョージア・パブスト、『ジャーナル・センチネル』、2012年11月12日。
4. 「2012年の記録的な気温：国内上位の州」、クライメート・セントラル、2012年9月12日発行。  
「ウィスコンシン州、暑さで2週間に8名が死亡したことを認める」、シャーメイン・ミルズ、ウィスコンシン・パブリック・ラジオ・ニュース、2012年7月17日。
5. 『事実の認定、及びガス並びに電力の供給停止に関する規則を改正する公益事業委員会緊急命令』、記録簿1-AC-7、1976年1月13日。
6. 『冬期緊急事態宣言および命令』、記録簿I-AC-29/05-UI-17、1983年11月10日。

cc : キャリー・テンブルトン  
トレーシー・ミデルフォート  
エリーゼ・ネルソン

『ウィスコンシン・ステート・ジャーナル』

## 「惨事を招いたラシーヌの住宅火災—出火原因はろうそく 警察発表」

2012年11月13日 午前5時25分

ステファニー・ジョーンズ | ラシーヌ・ジャーナル・タイムズ

ラシーヌ発—ラシーヌ警察が月曜日に語ったところによると、子ども3名が死亡した木曜日の火災は、洗面所に置かれた1本のろうそくから出火したもようである。

それまでの約1カ月間、この家族は電力を断たれた状態で暮らしていた。

ウィリアム・スコットの話によると、水曜日の夕方、姉（または妹）のデボラ・スコットがウィ・エナジー社からの請求を支払いに行き、週内に供給が再開すると告げられたそうである。

「先週初めに、我々の担当者がこの住宅に立ち寄り、ご家族にエネルギー支援制度の利用を勧めるとともに、安全対策に関する情報をお渡ししました」と、ウィ・エナジー社の広報担当キャシー・シュルツは語っている。

11月1日から4月15日までの期間に電力供給を停止することについては一時的な禁止措置が取られているが、シュルツによると、今回の件では11月1日以前に電力が止められていた。

現在、捜査当局は出火原因をろうそくと考えているものの、出火当時、家族は出火の原因を把握していなかった。

この火災で子どもを亡くしたデボラ・スコットは、911番に電話をかけて救助を求めた際に、出火の様子は分からないと通信指令係に語っていた。

911番への通報内容は月曜日に公開されたが、その中でデボラ・スコットは、通信指令係に対して、「みんな眠っていたのよ。子どもが一人起き出して、分からないわ」と告げていた。

このテープには、すがるように助けを求める彼女の声が次のように残されている。

「誰か子どもを助けて。家が燃えているんです。子どもが泣きじゃくっているのよ。私じゃ助けられない」。

消防隊は数分のうちに出動したが、彼女の子どものうち3名、デイジャ・スコット（9歳）、ダリジャ・スコット（8歳）、マイケル・スコット（7歳）の命を救うことはできなかった。

ウィリアム・スコットが月曜日に語ったところでは、5歳になる弟のルーサー・パターソンもこの火災に巻き込まれ、現在も、人工呼吸装置をつけた状態でウォーワトサにある小児病院に収容されている。ウィリアム・スコットによると、母親がずっと付き添っているそうである。

出火当時、デボラの交際相手であるルモン・シラー（29歳）もこの家にいた、とウィリアム・スコットが語っている。彼はすでに退院した。

### ツイッターでも発信中

@MadisonCrimeをフォローしてください。

[http://host.madison.com/news/local/crime\\_and\\_courts/candle-started-fatal-house-fire-in-ra...](http://host.madison.com/news/local/crime_and_courts/candle-started-fatal-house-fire-in-ra...)  
1/25/2013

## 「子ども3名死亡、1名負傷のラシーヌの火災—原因はろうそく」

ジョージア・パブスト | ジャーナル・センチネル  
2012年11月12日

ラシーヌ警察が月曜日に語ったところによると、3名の子どもが死亡し、1名が重傷を負った住宅火災は、ろうそくが出火原因だったようである。

この火災について警察と消防が調べた結果、出火場所はこの住宅の1階にある洗面所だったことが分かったと、警察の広報担当者マーティン・パピロニス巡査部長が語った。

先週、当局筋が語った話によると、リンデン・アベニュー1900番街の一角にあるこの住宅では、電力の供給が止められていたという。

子どもたち4名は消防隊の手で燃えさかる家から救出されたが、消防士たちによると、猛烈な熱と煙だったそうである。

デイジャ（9歳）とその妹のダリジャ（8歳）の二人は、火災から救出された後、木曜日に死亡した。

金曜日には、その弟のマイケル（7歳）も、火災の際に負ったけがが原因で、ウォーワトサにあるウィスコンシン小児病院で亡くなった。

4番目の子どものルーサー・パターソン（5歳）は、現在も小児病院に入院している。

子どもたちの母親のデボラ・スコットは、家から逃れ、道路の向かい側にある両親の家に駆け込んで、911番に通報した。消防署員によると、泣き叫びながら、自分の子どもたちが家から逃げられずにいて、煙がひどくて助け出せない、と話していたそうである。

当時、この家にいたもう一人の男性、ルモン・シラー（29歳）も手当を受けた。

スコット家の3名の子どもたちの葬儀は、金曜日にラシーヌで行われる。ラシーヌのステート・ストリート920番地にあるグレーター・マウント・イーグル・バプテスト教会において、午前9時から11時まで、一般向けの告別の場が設けられる予定である。

葬儀は午前11時に始まり、その後、ウェストローン墓地で埋葬が行われる。

木曜日には、ラシーヌのテラー・アベニュー1910番地にあるゴールデン・テート葬儀場に、午前10時から一般向けの告別の場が設けられることになっている。

ラシーヌとケノーシャにあるエドゥケーターズ・クレジット・ユニオンとアソシエイテッド・バンクに、「スコット家子ども追悼家族基金」（Scott Children Memorial Family Fund）が開設された。

<http://www.printthis.clickability.com/pt/cpt?expire=&title=Racine+fire+that+killed+3+chi...>  
1/25/2013

## 「ウィスコンシン州、暑さで2週間に8名が死亡したことを認める」

シャーメイン・ミルズ（『ピープル』誌）

音声で聞く

州の保健衛生当局は、この2週間に暑さが原因で8名が死亡したことを認めている。この他11名の死亡についても、高い気温が関係していると考えられている。

猛暑が原因で死亡した8名のうち、4名はウィスコンシン州南部に住んでいた。その他の4名は、バロン郡とラクロス郡の住民だった。州の保健衛生官であるヘンリー・アンダーソン博士によると、最も若い犠牲者は52歳、最高齢者は91歳だった。その他の犠牲者は、いずれも70歳を超えていた。この年代は熱中症に弱いグループである、とアンダーソン博士は語っている。6月以降、繰り返し襲来する熱波は新たな課題であるとして、博士は次のように述べている。「人々がまだ気候に順応しておらず、あまりこの暑さに慣れていません。一年のうちの早い時期に熱波が発生した時に、死亡者が出る傾向があります。深刻さを1995年と比べてみれば、あの熱波の中では、今回は社会的に大成功なのです」。

ウィスコンシン州は、1995年の7月にも熱波に見舞われ、直接的な影響で71名が死亡、間接的な影響で70名が犠牲になったのである。

冷房センターの一覧表は、[readywisconsin.wi.gov](http://readywisconsin.wi.gov). ([http:// readywisconsin.wi.gov/](http://readywisconsin.wi.gov/)) で閲覧できる。

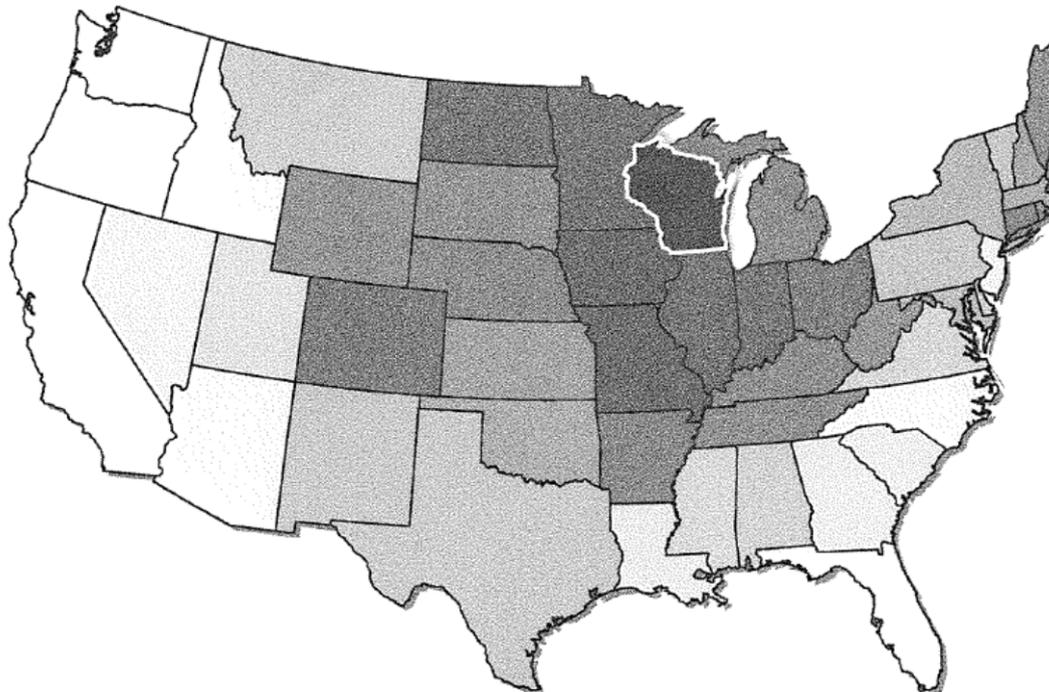
タグ：暑さ (/term/heat)、ヘンリー・アンダーソン博士 (/term/dr-henry-anderson)

<http://news.wpr.org/post/wisconsin-confirms-right-heat-related-deaths-two-weeks-1/28/2013>

## 「2012年の記録的な気温：国内上位の州」

発行：2012年9月12日

総合



### アラバマ州

総合順位：33位

記録の合計数：468個

観測所あたりの平均記録数：8個

これは記録数の想定値の2倍だった。

新記録を平均すると、華氏で0.8°高くなった。

最高気温記録の件数が最低気温記録の6.8倍だった。

### まとめ

2012年の夏は、アラスカ州とハワイ州を除く48州で記録的なものとなった。米国史上最高の暖かさとなった春に続いて、6月と7月には記録的な熱波に何度か見舞われ、南西部、中西部、および大西洋岸はうだるような暑さとなった。さらに、7月は全国的に記録を塗り替える暑い月となった。事実、2012年は、現在までのところ、1895年に計器で記録を取り始めて以来、米国で最も暑い年であり、夏だけを見ても史上3番目に暑い夏だった。

今年は米国のほぼ全土で、時期はさまざまだが、こうした記録破りの暑さの影響が出た。また、これまでのところ、日別の最高気温の新記録またはタイ記録の件数は2万8,000件を超えている。そこで浮かぶのが、2012年に記録更新が最も著しかったのはどの州かという疑問である。言い換えれば、どの州が最も極端な暑さに見舞われたかということである。

それぞれの州の新記録やタイ記録の数を数えれば済むほど、この疑問に答えるのは単純ではない。それで済むのであれば、温度計が一番多い州が、ほとんど常に新記録競争のトップに立つことになる。記録破りの暑さを州別に定量化するには、考慮すべき要素がもっとたくさんある。例えば、そうした観測所が記録を更新する頻度、各観測所が記録を取り始めてからの期間（100年分のデータがある観測所では、40年分しかデータがない観測所より記録を更新することが難しい）、平年と比べた今年の状況、今年になって州内で記録された最高気温記録の最低気温記録と比べた件数、などがある。要するに、記録更新が最も著しかった州を見つけるといっても、データの見方次第で答えが変わるのである。

我々が作成した、記録更新が顕著だった上位10州のリストは、次の2つの要素に基づいている。

1. （各州に設けられている観測所の数と、各観測所が設置されてからの年数に基づく記録数の想定値を考慮した上で）最高気温の新記録やタイ記録の数が最も多かったのはどの州か。
2. 最高気温記録と最低気温記録の比率から見て、乖離が最も大きいのはどの州か。

さまざまな計算方法による結果は、以下から対話方式でアクセスできるが、我々は、これらの要素を評価するにあたり、記録破りの猛暑という概念をとらえる上で、前者の最高気温記録の方が後者の最高気温と最低気温の比率よりも2倍重要であるとみなした。

記録件数 | 観測所あたりの記録数 | 観察記録（平均値対想定値） | 最高気温記録対最低気温記録

我々が選んだ、記録更新が顕著だった上位10州は、次の通りである。

1. ウィスコンシン州
2. アイオワ州
3. ミズーリ州
4. インディアナ州
5. ミネソタ州
6. ノースダコタ州  
イリノイ州（同順位）
8. オハイオ州
9. コロラド州
10. アーカンソー州

注目すべきは、猛烈な記録破りの暑さが特にアメリカ中央部に集中していたことである。今夏、この地域が記録破りの干ばつに見舞われたことは偶然ではない。干ばつと暑さが相互に影響を及ぼし合い、それが繰り返されて両者を増幅したのだ。暑さが植物や土壌の乾燥を加速し、それが気温の上昇と地面からの水分の蒸発に拍車をかけ、その結果、干ばつがさらにひどくなったのである。

極端な暑さは、気候変動と密接に連動している。今年の夏の極端な暑さは、データの中、それも特に最高気温記録と最低気温記録の比率の中に、地球温暖化に特徴的な痕跡を残した。

長期的に見て、最低気温記録数に対する最高気温記録数の比率は、気候変動がなければ、大抵は1対1に近くなると考えられる。2009年に行われた研究によると、この数十年間は地球全体の平均気温が上昇しているため、それに伴って両者の比率も変化している。過去10年間では、最低気温の記録1件につき、最高気温の記録が約2件の割合で米国内において生まれている勘定になる。通常、記録件数は年ごとに、もっと寒暖どちらかに偏るものである。だが、そうした短期的な振れを考慮しても、今年は極端に異常な年になっている。これまでのところ、今年の状況は次のとおりである。

- ・最高気温記録と最低気温記録の比率が10対1以上になった州が25州ある。14州では、比率が20対1よりも大きく、40対1を超えた州も3州あった。また、比率が1対1を下回った州は一つもなかった。このランキングの首位を占めたのはオハイオ州で、最低気温記録1件につき最高気温記録が

49件あった勘定になる。全国的に見ると、8月31日までのところ、最高気温記録が最低気温記録に7対1という差をつけて生まれている。

暑さの記録は熱波の時期に集中して生まれる傾向があるが、今年は、これまでのところ、記録更新の平均頻度が目を引くものになっている。

- ・暑さが特に厳しい州の気象観測所は、1月から8月末まで、平均すると2週間に1度の割合で記録を塗り替えた。この割合は、過去の平均の4倍を超えている。

## 記録件数

最も簡単なデータの見方は、それぞれの州で更新された記録数を見る方法である。我々が作成した「記録件数」の地図は、各州において今年になってから破られた最高気温記録の合計数（8月31日まで）を示している。

全国の気象観測所は、毎日、その日の最高気温を報告している。ある暦日の気温が、記録が残っている過去のどの年度の同じ日よりも高い場合、または過去の最高記録に並ぶ場合、日別の「記録」の更新ないしはタイ記録ということになる。この方法では、最も記録が多かった州は、単に史上最高気温を記録した日が多い観測所がたくさんある州ということになる。この初歩的な集計方法を使うと、観測所が多い州ほど有利になる。

現在までに更新された記録の数による上位10州は、最上部にある「記録件数」と書かれているタブから対話方式で紹介してある。テキサス州は、日別の最高気温記録を2,000件近く更新し、いくつかある中西部の州も、今年は軒並み1,000件を超す記録を更新している。

記録の合計件数を見る方法は、各州をランク付けするには手っ取り早いですが、どの州が最も異常な暑さに見舞われたかを正確に分析することはできない。それぞれの州で更新された記録の合計数は、各州に存在する気象観測所の数や、対象となる観測所の開設後の年数によっても左右されるからである（次項を参照）。

## 観測所あたりの記録数

一部の州では、今年に入ってから生まれた最高気温の新記録またはタイ記録の数が、優に1,000件を超えている。その他の州では、記録の数は数百件か、それよりも少ない。こうした違いは、気温の極端さに基づく面もあるものの、記録を取っている観測所の数も影響している。たとえば、テキサス州には毎日の最高気温を報告する当局の気象観測所が232カ所あるが、小さなロードアイランド州には1カ所しかない。

我々が作成した「観測所あたりの記録数」の地図は、2012年に入ってからこれまでのあいだ（8月末まで）に各州で記録された最高気温の新記録またはタイ記録の合計数をその州にある観測所の数で割ったもの、つまり、観測所あたりの平均記録更新数を示している。

観測所あたりの新記録またはタイ記録の数による上位10州は、最上部にある「観測所あたりの記録数」と書かれているタブから対話方式で紹介してある。このリストの上位を占めるのは中西部の州であり、ミズーリ州とイリノイ州では、今年、観測所あたり平均16件の記録が生まれた。つまり、大まかに言うと、1月から8月にかけて、2週間に1度の割合で最高気温の新記録が生まれた勘定になる。ただし、当然ながら、実際のペースはこれと違っていたことも考えられるし、むしろ違っていた可能性が高い。というのも、熱波というものは波のようにやってくるものであり、そうした暑さが続く時期に、毎日連続して記録が破られると考えられるからである。

観測所あたりの記録数を見れば、観測所の数が異なる州の間の条件をそろえられるものの、この場合も、

当局の気温観測所の歴史が他よりもはるかに長い州があるという事実を考慮していない。長い歴史を持つこうした観測所では、記録を更新するのが難しくなる。次の項では、観測所の開設以来の年数が、今年、新記録やタイ記録が生まれる可能性に与えた影響を考察する。

### 観察記録（平均値対想定値）

たとえ気候変動がなかったとしても、それでもなお、毎年、米国内において、多くの日別最高気温記録が新たに生まれるものと見込まれる。これは、特定の日の気温が、過去に当該の観測所で記録された最高気温と同じか、それを上回る可能性が常に存在するからである。実際のところ、その観測所が気温を記録してきた年数を $n$ とすれば、その確率は $1/n$ である。つまり、観測所の歴史が長いほど確率が減るのである。というのも、ある観測所で気温を記録してきた期間が長くなるほど、その間に塗り替えられた記録の数も多くなり、その結果、今年、新記録を生むことがより難しくなるのである。

記録は暦日ごとに個別に記録されるので、2012年に入ってから、これまでに過ぎた日数を $C$ とすれば、今年になってある観測所でこれまでに破られたはずの記録数の想定値は $C/n$ である。州内のすべての観測所についてこの数値を求めて合計すれば、平年に想定される記録の数を計算することができる（気候は安定したままという前提による）。この想定値を、今年すべての観測所で実際に生まれた記録の数（上記を参照）と比較すれば、今年の記録数の異常さを示す比率が得られる。この数字が大きいほど（1を上回れば）、気候変動がなかった場合の想定値と比べて、今年は新記録またはタイ記録の数が多いことになる。観測された数値と想定値の違いを州別に比較したものを「観測数対想定値」の地図に示す。

この計算では観測所同士の位置的な相関関係を考慮しておらず、むしろ、各観測所を互いに独立したものとみなしている点に注意が必要である。

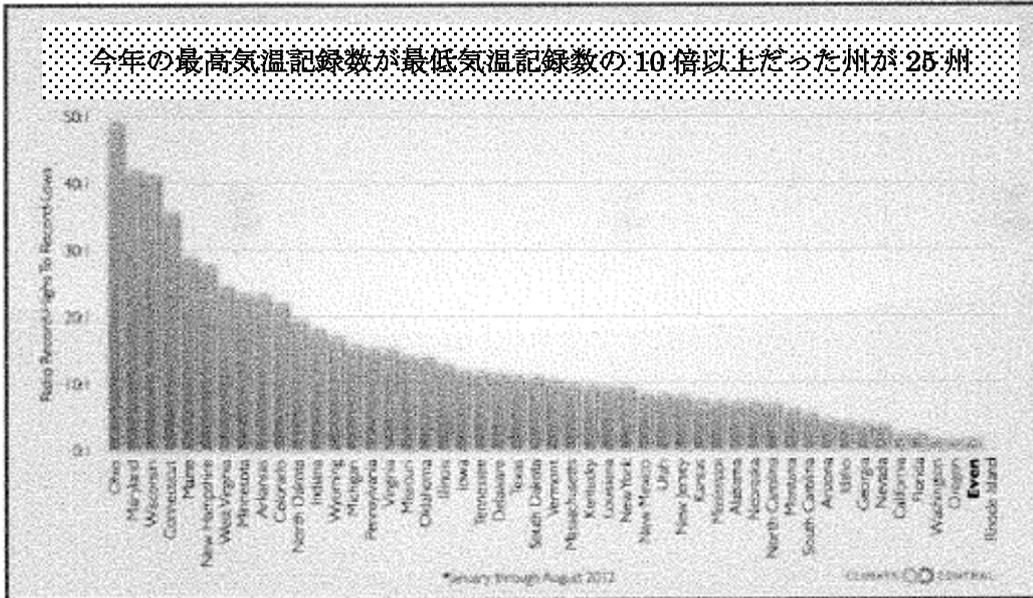
上に挙げた対話方式の情報では、「対想定値」のタブを使い、想定値と比べて今年最も多く記録が塗り替えられた上位10州を示している。ここでもまた、記録更新が顕著だった州の上位を中西部の州が占め、上位8州ではいずれも、通常、想定される数の3倍以上の新記録またはタイ記録が生まれている。

### 最高気温記録対最低気温記録

それでも、ここまでに挙げた3枚の地図では、全体像の一部しか見えていない。最高気温記録は、単に、ある1日に温度計が記録した最高気温を示しているにすぎない。暑さが連続的に平均を超えていることを示すために、我々は最低気温記録に対する最高気温記録の件数の比率を計算した。

1年のそれぞれの暦日ごとに一定数の最高気温の新記録またはタイ記録が生まれると想定した（前述）のとまったく同じように、我々は、最低気温の記録も生まれるはずと想定したのである。気候変動がなければ、ある特定の観測所で最高気温記録が生まれる確率は、最低気温記録が生まれる確率と同じである。つまり、最高気温記録と最低気温記録の件数の比率の想定値（州内平均でも全国でも）は1対1になる。実際には、短期的に見ると、この1対1という比率は変動する可能性がある。

今年の最高気温記録数が最低気温記録数の10倍以上だった州が25州



画像をクリックすれば拡大図が見られます。

今年、最高気温記録の件数がいかに異常かを見るために、最高気温記録の件数を最低気温記録の件数と比較した。その結果を「最低気温に対する比率」の地図で紹介する。

上の対話方式の情報では、最上部にある「最低気温に対する比率」と書かれているタブを使い、最高気温記録と最低気温記録の件数の違いの大きさによる上位10州を示している。これまでのところ、オハイオ州では、最低気温記録1件につき、最高気温記録が49件生まれている。また、メリーランド州とウィスコンシン州は、いずれも最低気温記録1件につき最高気温記録が約41件生まれている。上位10州は、いずれも最低気温記録1件に対する最高気温記録の件数が20件を超えており、一方、最高気温記録の数より最低気温記録の数が多い州は（または比率が1対1の州さえも）一つも存在しない。注目すべきはロードアイランド州であり、2012年に入ってから最低気温が1件も記録されていないのである。

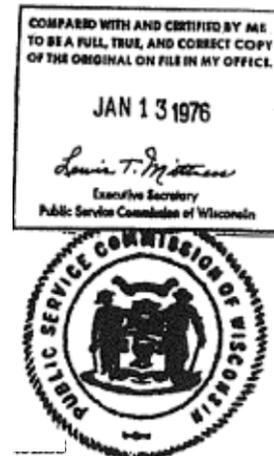
以上のデータは、アメリカ海洋大気庁（NOAA）国立気候データ・センターの気候監視局（Climate Monitoring Branch）が運営している「U.S.レコーズ」（U.S. Records）のデータベースから、2012年9月4日に取得した。

- ・ 投稿キーワード：基礎、原因、温室効果ガス、影響、反応、トレンド、気候、極端、暑さ、気象、異常気象、景観、変化の状態、米国、米国民

ウィスコンシン州公益事業委員会への付託

ガス及び電力の供給停止に関する規則の改正命令を求める  
ローズ・ベデルらの請願について

事実の認定、及びガス並びに電力の供給停止に関する  
規則を改正する公益事業委員会緊急命令



委員会は、ウィスコンシン州の住民27名の個人および代理人の資格による行為として、ウィスコンシン州行政規則のPSC 113.132(2)及び134.062(2)の改正を求める請願を受理した。申し立てによると、これらの節はその文言においても、又、財力が乏しい公益事業の契約者への適用においても、顕著かつ明白に不合理にして差別的であり、いかなる理由であっても公益事業の供給停止により人命を危険にさらさないことを求める公益を守る上で不十分である。請願者は、ウィスコンシン州法227.027節の下で公益事業委員会に付与された緊急権限の手段により、ウィスコンシン州法第195章、第196章、第227章によって公益事業委員会に付与された権限に従い、PSC 113.132(2)及び134.062(2)の改正を発令することを求めている。

#### 考察

以前発令された命令により、当委員会は、恣意的な供給停止を防ぐための一定の改革を実施した。こうした改革には、(a)供給停止の8日前には事前通告をする義務、(b)請求内容に異議を申し立てる契約者の権利、及び供給停止に先立ち、そうした争議を協議により解決するために公益企業が調査・努力する義務の確立、(c)供給停止が認められる状況の制限、(d)契約者を公正に保護するためのその他のさまざまな手順の提供を定めた規則などが含まれる。

加えて、委員会は、契約者の手持ちの資金が乏しくなることは、可能性として、及び現実に起こりうることであり、そうなった場合、契約者は、有効性について異議がない請求書であっても支払いを延ばす必要が生じることがあるという厳然たる事実を認識した。その結果として、委員会が定める規則は、一定条件の下での「分割払い契約」を認めている。分割払いに関する規則は、特に、「契約者が、未払い請求額のうち妥当な金額を支払い、請求額を完済するまで、未払残高の妥当な割合を分割で支払うことに合意すれば、供給を停止されることはない」と定めている。さらに、規則は次のように規定している。

これらの規則における妥当性を確定するために、当事者（公益企業及び契約者）は、次の点を考慮するものとする。

- (a) 滞納勘定の金額
- (b) 契約者の支払能力
- (c) 契約者の支払履歴
- (d) 債務が未払いになっている期間
- (e) 債務が未払いになっている理由
- (f) 契約者の状況に関するその他の関連要因

これらの規則の効率的かつ効果的な活用法については、現在も、契約者個人、契約者の利益を代理する各種組織、及び公益企業の手で工夫が続けられている。したがって、こうした改正の効果は、まだ完全

には実現されていない。しかも、全体的又は部分的に、こうした改正の範囲に納まらないような、一定の特殊な状況が存在する。そのため、特に州内の主な大都市圏（ただし、そこに限定されるわけではない）において、時折、かなりの規模の供給停止が起こる可能性が高い。委員会が入手できた情報によると、ミルウォーキー都市圏のうち、ウィスコンシン・エレクトリックパワー社、ウィスコンシン・ガス社、及びウィスコンシン・ナチュラル・ガス社が供給している地区では、1975年11月末の時点で6,264件の供給停止が行われていた。記録システムの関係で現在の数字は把握できていないものの、その件数が減ったとは思えず、むしろ増加している可能性が高い。

このような供給停止をもたらす根本の問題は、経済性である。公益企業が供給を行うためにかかるコストを回収するのは不可避であり、そのために料金を課すとともに、料金が支払われなければ供給を停止する必要性が生じるのである。一方、人々が料金を滞納する主な原因は、収入不足である。収入や、さらには所得分配を巡るこの問題は、規制機関としての委員会の法的又は専門的な権限を越えており、有効に対処すべきであれば、委員会とは別の、政府のあらゆるレベルの部門や機関が有効に対処しなければならない。そうした他の部門や機関がそのような行動を取らない限り、一般消費者向けのエネルギー価格を継続的に上昇させる全般的なインフレ圧力等の要因、及び一般消費者の必須公益事業料金の支払能力を低下させる失業の増加や長期化に照らして、現在発生している供給停止は今後も発生し続けるであろう。

こうした供給停止の原因及びそれに付随する問題を恒久的に解決する主な責任は、委員会とは別の連邦政府、州政府、地元政府の部門や機関にあるものの、必要とされる恒常的な解決策を、そのような部門や機関が恒久的な解決を実現するための時間を与えるために、委員会の立場で行動を起こすことが必要かつ適切なことである。

#### 事実認定

委員会はここに、次の通り認定する：

1. ガス及び電力の供給停止は、我々が暮らすウィスコンシン州の冬期の厳しい条件下では、人命に深刻な危険をもたらさう。
2. 現在、そのような供給停止が行われていて、この冬に入ってから、以前に実施された供給停止が引き続き実施されている。
3. 電力供給業者及びガス供給業者が供給を停止する権限を、人命が危険にさらされることはないと感じる妥当な理由が存在する状況に限定する緊急事態規則が、この冬の残りの期間に必要であり、それにより、改善策を設けるための時間的余裕が生まれる。

#### 緊急事態の認定

ウィスコンシン州公益事業委員会は、上述のような緊急事態が存在すること、及び当文書中で説明する改正が、市民の健康、安全、並びに福祉を即座に守るために必要であることを認定する。

#### 法律上の結論

ウィスコンシン州公益事業委員会は、ウィスコンシン州行政規則PSC 113章の電力供給規則及びPSC 134章のガス供給規則が定める既存の規則を改正することによって以下に挙げる緊急事態規則を採用する権限を、ウィスコンシン州法第195章、第196章、第227章により与えられている。

#### 緊急事態規則の採用命令

ウィスコンシン州行政規則PSC 113.132(2)を、以下のように修正する（下線部が追加部分）。

PSC 113.132(2) 公益事業の供給は、当該状況の下で供給停止が人命を脅かさないと感じる妥当な理由が存在する場合、以下に挙げる理由のいずれかにより停止又は拒否されることがある。

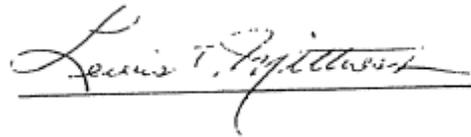
ウィスコンシン州行政規則PSC 134.062(2)を、以下のように修正する（下線部が追加部分）。

PSC 134.062(2) 公益事業の供給は、当該状況の下で供給停止が人命を脅かさないと感じる妥当な理由が存在する場合、以下に挙げる理由のいずれかにより停止又は拒否されることがある。

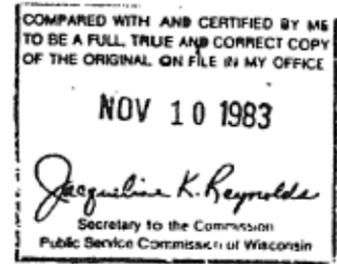
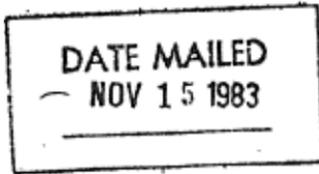
この結果、上記の改正規則は、ウィスコンシン州法227.027が定める通り、公布及び州務長官並びに法制局長への提出と同時に発効し、公布日から120日間にわたり効力を有する緊急事態規則として採用される。

ウィスコンシン州マディソンにおいて、1976年1月13日

委員会による（署名）

A handwritten signature in cursive script, reading "Lewis T. Foyt", written over a horizontal line.

事務局長



ウィスコンシン州公益事業委員会への付託

ウィスコンシン州行政規則PSC 113.132(2)及びPSC 134.062(2)の下での冬期緊急事態の有無について

ガス・電力・上下水道を扱う公益企業の消費者サービス問題、関連規則、及び公益事業慣行の総合的調査

### 冬期緊急事態宣言及び命令

1978年11月24日、公益事業委員会は、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.132(2)及びPSC 134.062(2)を改正し、委員会が冬期緊急事態の発効を宣言した場合、人の健康又は人命が危険にさらされることはないとする正当な理由がない限り、公益企業は供給を停止してはならないと定めた。1983～84年の冬の暖房シーズンを目前に控え、州内全域で気温が氷点下を割る中で、委員会は、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.132(2)及びPSC 134.062(2)に従い、1983年11月11日付で冬期緊急事態宣言を発令する必要があると認定する。

委員会は、経済・失業要因、暖房費、ウィスコンシン州の冬の厳しさを念頭に置き、今年も、個人が受け取る燃料費援助の金額又は利用できる資金総額がウィスコンシン州で暮らす低所得層の燃料ニーズを満たす上で不十分であることを懸念している。また、委員会は、燃料費援助制度について、州政府及び連邦政府の長期的取り組みが依然として欠けていることから生じる問題にも関心を寄せている。

一部の州当局者は、低所得世帯が公益事業の提供を受けられるようにすることを当委員会に期待するという誤った行動を続けている。当委員会の責務は、ウィスコンシン州の住民が妥当かつ公正な料金で適切なサービスを受けられるようにすることである。これまで、この責務は果たされてきた。その上で、過酷な冬の気候の中で暮らす人々に人間の住居として最低限必要なものが提供されるようにするための連邦政府および州政府の取り組みが不十分である限り、当委員会は、PSC 113.132(2)及びPSC 134.062(2)が定める冬期緊急条項を発動せざるをえない。

委員会としてこれまで繰り返し述べてきたことだが、こうした措置は、低所得世帯が冬期の生活に必要な暖房費を支払えないという社会問題の解決策ではない。燃料油、プロパンガス、石炭、薪など規制対象外の暖房用燃料に依存している、その他40%の州民にとって、委員会の措置は何の救済にもならないのである。こうした住民の暖房シーズン中のニーズは、公益事業の供給を受けている住民に劣らず深刻なものである。ウィスコンシン州の恵まれない市民全員のために有意義な措置を打ち出すことを、我々は改めて議会に求めるものである。

### 冬期緊急事態における報告義務

今季、委員会は、以下に定めるような、それぞれの公益企業に提出が求められている、供給停止、供給再開、及び分割払い契約に関する報告書を精査することにより、ガス会社及び電力会社双方の冬期緊急事態における供給停止規則の順守状況を注意深く監視していく。ガス会社及び電力会社は、それぞれ、次に挙げる報告書又は情報を提出することを義務付けられるものとする。

1. 供給停止ガイドライン—各公益企業は、供給停止ガイドラインを提出するか、又は、冬期緊急事態の期間中は住宅向けの供給停止を一切行わないことを委員会に対して書面で通知しなければならない。いかなるガス会社及び電力会社も、こうした提出物が委員会に受理されるまでは供給を停止してはならない。すべてのガス会社及び電力会社は、1983年12月2日までにこの義務を果たさなければならない。

公益企業は、ガイドラインを提出しても、冬期緊急事態の期間中に供給を停止する際に人の健康や人命に配慮するという点で、ウィスコンシン州行政規則のPSC 113.132(2)及びPSC 134.062(2)の下での責任、又は法律に基づくその他すべての義務を免れるものではない。

2. 供給停止報告書—ガス会社及び電力会社は、それぞれ、住宅への供給を停止しているあいだ、毎週、報告書を提出しなければならない。過去において、この義務を果たさない公益企業が一部にあった。今後は、この義務を厳格に施行するものとする。この義務を果たさない公益企業に対しては、委員会が供給停止の全面禁止を検討するか、又はその他の措置を取ることになる。
3. 最終報告書—すべてのガス会社及び電力会社は、緊急事態宣言が終了した翌月の情報も盛り込んだ最終報告書を提出しなければならない。最終報告書の提出義務について、委員会は、1984年2月下旬に改めて各公益企業に通知する。

提出を義務付けられている各報告書の例を添付する。すべてのガス会社及び電力会社は、添付した報告書のそれぞれの様式に従わなければならない。

供給停止ガイドライン（別紙A）は、委員会の総合的サービス調査部会で審議されたものである（記録簿05-UI-17）。

これらの項目に関する専門会議は1983年9月1日に開催され、書面による見解が1983年9月12日までに委員会により承認された。1983～84年の猶予期間の命令草案（記録簿1-AC-29; 05-UI-17）は、すべてのガス会社及び電力会社、200近い消費者関連団体、並びに州内の報道機関に配布された。

9月の会議では、いかなる形であっても公益事業委員会がガイドラインの提出を強制することに対して、一部の公益企業が異議を唱えた。それらの公益企業は、委員会が発令する冬期緊急事態に伴う義務を果たす上で、自分たちにも柔軟性が与えられるべきだと述べた。委員会は、事務局が作成したこのガイドラインをまだ採択していない。このガイドラインが添えられているのは、公益企業が独自のガイドラインを策定する際の参考として使えるようにするためである。

マディソン・ガス・アンド・エレクトリック社及び公益事業消費者評議会からは、気温に基づいて供給停止手続きを定める広範かつ通年の規則の提案があった。議会及び連邦政府が責任を果たしていないことから市民の注目をそらさせないためには毎年発表することが有効であるという理由から、委員会は、過去においても、これと同様の提案を否決したことがある。委員会は、後日、この提案を審議する意向である。

ガイドライン集（別紙A参照）のうち、ガイドライン#1では、冬期緊急事態の期間中は、供給を停止する前に、当該の住宅に住む成人と直接連絡を取るべきと述べている。事務局の考えでは、電話連絡は適切ではなく、公益企業が冬期にガス又は電力の供給を停止しても人の健康や人命が危険にさらされないことを確信できる妥当な唯一の方法は、責任能力のある成人と対面で協議することである。

24時間体制で供給を再開できる能力がある場合は、金曜日、又は休日の前日に契約者への供給を停止することが認められるべきと述べた公益企業がいくつかあった。事務局が提案したガイドラインでは、金曜日、又は公益企業の事務所が閉まる日の前日すべてについて、ガス及び電力の供給を停止しないように勧めている。

総合的サービス調査部会は、供給停止ガイドラインの審議に加えて、大手公益企業2社が燃料費援助

金の受給者に対して、燃料費援助金を受給していない契約者より高額の初期費用を支払うように求めることで契約者を差別している事例についても審議した。委員会は、このような差別は排除しなければならないと考える。公益企業は、契約者を収入源に基づいて差別してはならない。

最後に、ガスの供給を停止された契約者に対して公益企業が小型電気ヒーターを提供しようとする事について、委員会として、見解を重ねて述べておく必要があると考える。委員会は、このような措置は、供給停止により人の健康及び人命が危険にさらされてはならないとするウィスコンシン州行政規則PSC 134.062(2)の趣旨に合わないと考える。

### 環境評価

この行為は、ウィスコンシン州行政規則PSC 2.90(4)が定めるタイプIVの行為に分類される。したがって、ウィスコンシン州法1.11節が定める環境影響評価報告書も、環境スクリーニングも不要と推定される。この推定を妨げるような特別の事情は、委員会に提起されていない。

### 法律上の結論

委員会の結論は以下の通りである。

ウィスコンシン州法第196章、並びにウィスコンシン州行政規則PSC113.132(2)及び134.062(2)により、委員会は以下に示す宣言及び命令を発する権限を与えられている。

### 冬期緊急事態の宣言

上に述べた理由により、1983年11月11日付で、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.132(2)及び134.062(2)に基づく冬期緊急事態が全州に存在することを、委員会はここに宣言する。

この冬期緊急事態は、もはや緊急事態が存在しないと委員会が判断を下すまで継続されるものとする。

### 命令

委員会は以下の通り命令する。

1. すべての電力会社及びガス会社は、指定された時期に、別紙で説明する情報及び報告書を委員会に提出しなければならない。
2. 報告書は、別紙に示す報告書の見本と同じ様式によらなければならない。
3. すべての電力会社及びガス会社は、供給停止の基準を委員会に提出するまで、いかなる住宅向けの供給も停止してはならない。基準は、1983年12月2日までに提出するものとする。いかなる住宅に対しても冬期緊急事態の期間中は料金未払いを理由に供給を停止しないことを書面によって委員会に通知した公益企業は、こうした基準を提出する義務はない。
4. すべてのガス会社及び電力会社は、PSC 113.12(4)及びPSC 134.05(4)を順守することに加えて、ウィスコンシン州保健社会福祉局と協力し、低所得者向けエネルギー支援制度として連邦政府に承認された州の計画に従わなければならない。この制度では、公益企業などの燃料供給業者が、潜在的に受給資格がある世帯に制度に関する情報を広めることが定められている。
5. いかなる公益企業も、当命令により、冬期緊急事態の期間中に供給を停止する際に人の健康や人命に配慮するという点で、ウィスコンシン州行政規則PSC 113.132(2)及びPSC 134.062(2)の下での責任、又は法律に基づくその他すべての義務を免れるものではない。

6. 1983年12月1日から1984年4月1日の間に発行されるすべての供給停止通知には、燃料費援助金の申請場所、及びその他公私の類似の援助について知ることができる場所を記載しなければならない。
7. いかなる公益企業も、燃料費援助金の受給者に対して、同等の支払能力を持つ他の契約者に求めるより高額の見保金又は料金に依るよう要求することで、差別を行ってはならない。

ウイソコンシン州マディソンにおいて、1983年11月10日 November 16, 1983

委員会による



ジャクリーン K. レイノルズ  
委員会秘書官

### 不服申立権の告知

前述の決定を不服とする関係者は、第1ページに記載された当決定の発送日から20日以内に、ウィスコンシン州法117.12節に定められた再審理を申し立てる権利と選択肢を有することを、1981年州法227.11(2)の要件に従い、ここに告知する。

前述の決定を不服とする者は、さらに、当決定の発送日から30日以内に、ウィスコンシン州法227.16節に定められた司法審査を申し立てる権利と選択肢を有することを、加えて、ここに告知する。司法審査の申し立てにおいては、ウィスコンシン州公益事業委員会を被控訴人に指名するものとする。

この一般的な告知は、1981年州法227.11(2)節を確実に順守するためのものであり、特定の関係者に必ず悪影響が及ぶという結論又は了解、又は特定の決定が最終である若しくは不服申し立てが可能であるという結論又は了解を意味するものではない。

## 別紙 A

いかなるガス会社又は電力会社も、供給停止ガイドラインを提出するか、若しくは冬期緊急事態の期間中は住宅向け供給を停止しないことを委員会に通知するまでは、いかなる住宅に対しても供給を停止してはならない。公益企業は、ガイドラインを提出した後も、引き続き、請求及び供給停止に関するその他すべての公益事業委員会行政規則に従わなければならない。

### ガイドラインの見本（事務局提案）

1. 供給停止に先立って、必ず、公益企業の担当者が当該世帯の責任能力のある成人と面談を試みること。こうした接触は、特別の対応を必要とする状況を発見する機会を公益企業に与えるために行うものである。そうした状況の例—ただし、唯一の例ではない—として、既存の医療上の問題や障害（補足的保障所得や社会保障障害保険などの受給により証明される）を挙げることができる。公益企業が当該世帯の責任能力のある成人と直接に（対面で一電話ではなく）接触できない場合は、配達証明付きの書留郵便で接触を試みてもよい。公益企業は、すべての接触及び接触の試みを記録に残すこと。郵便で接触する際は、実際に計画中の供給停止に関する郡の社会福祉局からの通知も添えること。供給停止が実施されないのに日常的に送付される供給停止通知は、これに該当しない。
2. 公益企業は、供給停止を予定している契約者全員に、営業時間外の緊急電話番号を知らせること。
3. 公益企業は、契約者に対して、供給を停止する時点で、地元の法執行機関に請求先の氏名と供給先の住所を知らせること、及び当該敷地の利用者に健康上および生命上の脅威が存在することを知らせること。供給が再開された場合、公益企業は直ちに、これと同じ地元の法執行機関に通知すること。
4. 公益企業は、供給を停止する前に、当該契約者に対して、郡の社会福祉局に連絡するように助言すること。
5. 公益企業は、契約者に対して、契約者の権利（分割払い契約、均等請求、燃料費援助など）及び寒冷期の供給停止が招きうる結果を知らせるとともに、ウィスコンシン州行政規則の要件及び委員会が制定した冬期緊急事態規則をすべて順守していることを保証すること。
6. 計画された供給停止を実施する時点で、気温が人の健康や人命を危険にさらすほど低い場合は、供給を停止しないこと。
7. 公益企業は、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日、又は当該公益企業が通常の営業時間に従わない日の前日は、供給を停止しないこと。
8. 供給を停止する前に特定の第三者に通知するように契約者が事前に要請していた場合、公益企業は供給停止前にその要求に応じること。
9. 供給を停止するには、必ず、それにふさわしい立場の管理者レベルの職員が承認する必要がある。
10. 供給を停止した後、公益企業は、契約者が健全な状態にあることを確かめるため、30時間以内に追訪しなければならない。公益企業は、市の保健当局、保健福祉機関、地元の法執行機関をはじめとする当局が、事後観察のために接触するように求めることができる。しかし、接触が試みられたことを確認する責任は、公益企業の側にある。公益企業は、この情報を記録すること。接触は、電話を介してではなく、対面で行うべきである。

別紙 B

ガスの供給停止に関する公益事業委員会への週次報告書

日付 \_\_\_\_\_

公益企業名 \_\_\_\_\_

週の初日の日付 \_\_\_\_\_

週内の供給停止件数 \_\_\_\_\_

この週に供給を停止されたが、すでに供給を再開された件数 \_\_\_\_\_

前回の報告期間以来、供給停止が続いている件数 \_\_\_\_\_

すべての事例において、提出済みの基準を守ったか。 \_\_\_\_\_

供給停止に先立ち、（電話ではなく）対面による接触が行われたか。 \_\_\_\_\_

供給停止の意向を示す通知の送付時に、すべての契約者が、保健社会福祉局が提供する暖房費援助制度に関して196.035節で義務付けられている情報を受け取ったか。

供給を停止され、現在も供給停止が続いている契約者のうち：

- a. 分割払い契約を勧められた件数。 \_\_\_\_\_
- b. （当初、公益企業が勧めたものとは別の）対案を申し出た件数。 \_\_\_\_\_
- c. 分割払い契約の申請を拒絶された件数。 \_\_\_\_\_
- d. そうした契約者は、申請が拒絶された理由を書面で知らされたか。 \_\_\_\_\_
- e. そうした契約者は、公益事業委員会に接触する権利があることを知らされたか。 \_\_\_\_\_

\*冬期緊急事態の期間中、公益企業が供給停止を行っている間は、毎週、当報告書を提出するものとする。供給を停止していない場合、報告書は不要である。

（これは見本です。緊急事態期間を通じて使用できるように、コピーをお取りください。）

別紙 C

ガスの供給停止に関する公益事業委員会への最終報告書  
(1983～84年猶予期間)

日付 \_\_\_\_\_

公益企業名 \_\_\_\_\_

1. 緊急事態期間中の供給停止件数の合計 \_\_\_\_\_
  - 緊急事態期間中に分割払い契約を結んだ件数 \_\_\_\_\_
  - 緊急事態期間中に分割払い契約を拒絶された件数 \_\_\_\_\_
  - 緊急事態期間中に供給を停止され、現在も供給を停止されている件数 \_\_\_\_\_
2. 緊急事態期間の30日後の供給停止件数 \_\_\_\_\_
3. 猶予期間終了30日後に供給を停止されていて、現在も供給を停止されている件数 \_\_\_\_\_

そのうち：

  - a. 分割払い契約を勧められた件数。 \_\_\_\_\_
  - b. (当初、公益企業が勧めたものとは別の) 対案を申し出た件数。 \_\_\_\_\_
  - c. 申請を拒絶された件数。 \_\_\_\_\_
  - d. そうした契約者は、申請が拒絶された理由を書面で知らされたか。 \_\_\_\_\_
  - e. そうした契約者は、公益事業委員会に接触する権利があることを知らされたか。 \_\_\_\_\_

\*委員会が冬期緊急事態の終了を宣言した後、当報告書を提出するものとする。上記第2項の情報は、緊急事態期間が終了してから30日間を対象とする。

別紙 D

電力の供給停止に関する公益事業委員会への週次報告書

日付 \_\_\_\_\_

公益企業名 \_\_\_\_\_

週の初日の日付 \_\_\_\_\_

週内の供給停止件数 \_\_\_\_\_

この週に供給を停止されたが、すでに供給を再開された件数 \_\_\_\_\_

前回の報告期間以来、供給停止が続いている件数 \_\_\_\_\_

すべての事例において、提出済みの基準を守ったか。 \_\_\_\_\_

供給停止に先立ち、（電話ではなく）対面による接触が行われたか。 \_\_\_\_\_

供給停止の意向を示す通知の送付時に、すべての契約者が、保健社会福祉局が提供する暖房費援助制度に関して196.035節で義務付けられている情報を受け取ったか。

供給を停止され、現在も供給停止が続いている契約者のうち：

- a. 分割払い契約を勧められた件数。 \_\_\_\_\_
- b. （当初、公益企業が勧めたものとは別の）対案を申し出た件数。 \_\_\_\_\_
- c. 分割払い契約の申請を拒絶された件数。 \_\_\_\_\_
- d. そうした契約者は、申請が拒絶された理由を書面で知らされたか。 \_\_\_\_\_
- e. そうした契約者は、公益事業委員会に接触する権利があることを知らされたか。 \_\_\_\_\_

\*冬期緊急事態の期間中、公益企業が供給停止を行っている間は、毎週、当報告書を提出しなければならない。供給を停止していない場合、報告書は不要である。

（これは見本です。緊急事態期間を通じて使用できるように、コピーをお取りください。）

別紙 E

電力の供給停止に関する公益事業委員会への最終報告書  
(1983～84年猶予期間)

日付 \_\_\_\_\_

公益企業名 \_\_\_\_\_

1. 緊急事態期間中の供給停止件数の合計 \_\_\_\_\_
  - 緊急事態期間中に分割払い契約を結んだ件数 \_\_\_\_\_
  - 緊急事態期間中に分割払い契約を拒絶された件数 \_\_\_\_\_
  - 緊急事態期間中に供給を停止され、現在も供給を停止されている件数 \_\_\_\_\_
2. 緊急事態期間の30日後の供給停止件数 \_\_\_\_\_
3. 猶予期間終了30日後に供給を停止されていて、現在も供給を停止されている件数 \_\_\_\_\_

そのうち：

  - a. 分割払い契約を勧められた件数。 \_\_\_\_\_
  - b. (当初、公益企業が勧めたものとは別の) 対案を申し出た件数。 \_\_\_\_\_
  - c. 申請を拒絶された件数。 \_\_\_\_\_
  - d. そうした契約者は、申請が拒絶された理由を書面で知らされたか。 \_\_\_\_\_
  - e. そうした契約者は、公益事業委員会に接触する権利があることを知らされたか。 \_\_\_\_\_

\*委員会が冬期緊急事態の終了を宣言した後、当報告書を提出するものとする。